

産業廃棄物処理計画書

令和2年5月11日

大阪府知事 殿

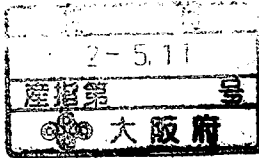
提出者

住 所 愛知県名古屋市中村区則武1-15-7

氏 名 ジェイアール東海建設株式会社

代表取締役 松野 篤二

電話番号 052-453-2525



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジェイアール東海建設株式会社
事業場の所在地	愛知県名古屋市中村区則武1-15-7
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業 (D-06)
②事業の規模	元請完成工事高：301億円
③従業員数	469人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>弊社は中間処理施設を有せず、廃棄物処理全量を処理業者に委託している。</p> <p>□構造物の解体工事等：</p> <ul style="list-style-type: none"> がれき類（コンクリート塊）：再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 がれき類（アスファルト塊）：再生処理業者に委託して、再生骨石として再資源化 木屑：再生処理業者に委託して、チップ（合板用、燃料用）として再資源化 プラスチック：再生処理業者に委託して、再生原料（塩ビ）、RPFとして再資源化 混合廃棄物：再生処理業者に委託して、選別後、再生砕石、セメント原料、木チップとして再資源化 ガラス、陶磁器屑：再生処理業者に委託して、無水石膏、セメント原料として再資源化 建設汚泥：再生処理業者に委託して、脱水後、再生土、土木資材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

資料-1をご参照ください

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度の）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	88 t	108 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	76 t	84 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木屑、石膏ボード、金属屑、紙屑、廃プラ、ガラス・陶器屑を分別する。石綿含有産廃についても他の廃棄物に混入しないよう確実に、分別・保管を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現取組の継続

汚泥	ガラス屑、コンクリート屑及 び陶磁器屑	がれき類	建設系混合物廃棄物
68 t	0 t	760 t	194 t

汚泥	ガラス屑、コンクリート屑及 び陶磁器屑	がれき類	建設系混合物廃棄物
61 t	20 t	625 t	152 t

蛍光灯	合計		
1 t	1219 t	t	t

合計	合計		
2 t	1020 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし			

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	88 t	108 t
	優良認定処理業者への処理委託量	15 t	43 t
	再生利用業者への処理委託量	88 t	108 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	35 t	38 t
	（これまでに実施した取組） ・購買管理規定（委託基準）に従って、産廃処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・全作業所で電子マニフェストの採用をした。 ・委託先処理業者の現地確認を実施した。		

t	t	t	t

t	t	t	t

汚泥	ガラス屑、コンクリート屑及び陶磁器屑	がれき類	建設系混合廃棄物
68 t	0 t	760 t	194 t
0 t	0 t	75 t	83 t
51 t	0 t	737 t	30 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

t	t	t	t

t	t	t	t

蛍光灯	合 計		
1 t	1,219 t	t	t
0 t	216 t	t	t
1 t	1015 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	73 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	76 t	84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	76 t	74 t
	再生利用業者への処理委託量	76 t	84 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	33 t	32 t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子マニフェスト導入の収運/処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託処理業者には、定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

汚泥	ガラス屑, コンクリート屑 及び陶磁器屑	がれき類	建設系混合廃棄物
61 t	20 t	625 t	152 t
0 t	16 t	500 t	129 t
46 t	18 t	587 t	122 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

蛍光灯	合 計		
2 t	1020 t	t	t
0 t	795 t	t	t
2 t	935 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	65 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

資料-1

当社における産廃管理体制は、以下の通りです。

(本社建設副産物管理体制)

